

平成28年5月31日

千葉市教育委員会 様

千葉市社会教育委員会議
議長 西川 明

公民館における指定管理者制度の導入について（意見のまとめ）

はじめに

千葉市第1次実施計画において、事業の見直しとして公民館への指定管理者制度の導入について掲載されたことを受け、本会議では平成24年度第1回社会教育委員会議（平成24年5月11日開催）から今日まで、「公民館に関するアンケート調査」（平成25年10月）の結果も踏まえ、審議を重ねてまいりました。

ここに、当会議での審議において提示された意見についてまとめましたので、提出いたします。

貴委員会におかれましては、本会議の意見を取り入れながら、指定管理者制度を含めた公民館のあり方について検討するよう、お願ひいたします。

1 公民館に関するアンケート調査（抜粋）

平成 25 年 10 月、市教育委員会及び教育振興財団では、千葉市民の公民館に対する考え方、求める機能などについての意識を明らかとすることで、「学びを通した地域づくりの拠点施設」としての役割をさらに拡大・充実するための取組みに生かすことを目的として、市民に対するアンケート調査を実施しました。

ここでは、同調査中、市民が公民館に求めるものを確認した設問について、その結果を示します。

なお、当会議においては、平成 25 年度第 3 回会議（平成 26 年 2 月 18 日開催）にて、アンケート結果を踏まえ、公民館のあり方について審議を行いました。

（1）公民館を利用しない理由

直近 1 年間に公民館を利用していないと回答した場合の、公民館を利用しない理由をみると、上位は次のとおりとなっている。

- 忙しくて利用する時間がないから（40.7%）
- どのようなことができる施設であるかわからないから（32.4%）
- 地域で活動しているクラブ・サークル活動の情報がわからないから（24.2%）

（2）公民館が利用されるために必要な取組み

公民館が利用されるために必要な取組みをみると、上位は次のとおりとなっている。

- 魅力的な講座等を実施する（57.5%）
- 地域で活動しているクラブ・サークル活動の情報をもっと宣伝する（49.5%）
- 公民館の役割や利用方法、活動内容を市政だより・ホームページ等で広く P R する（45.1%）

（3）講座に参加しない理由

公民館の主催する講座について直近 1 年間及び今まで参加していない理由をみると、上位は次のとおりとなっている。

- どのような講座を実施しているかわからないから（50.8%）
- 忙しくて参加する時間がないから（38.8%）
- 自分が参加できる時間に講座が開催されていないから（23.6%）

（4）実施すべき講座内容

公民館が実施すべき講座内容をみると、上位は次のとおりとなっている。

- 自身の趣味や教養が高められるもの（36.1%）
- 子育てや防災等、生活に結びつき、身近な地域の課題解決につながるもの（26.7%）
- 地域における仲間づくりや結びつきを深められるようなもの（24.7%）

(5) 公民館が行うべき支援

地域における課題解決や仲間づくりに取り組むために公民館が行うべき支援についてみると、上位は次のとおりとなっている。

- 講座等で、参加者同士が交流する機会を積極的に設ける（49.1%）
- 活動について気軽に相談できる窓口を設け、資料やボランティア情報等を提供する（33.3%）
- 講座等で、地域の課題解決に取り組んでいる実践事例や活動団体を積極的に紹介する（26.8%）

2 公民館における指定管理者制度の導入に対する意見等について

前述のとおり、当会議では平成24年度第1回社会教育委員会議から今日まで、公民館のあり方に関する審議を行ってきました。

ここでは、当会議での審議において提示された主な意見について記載します。

(1) 指定管理者制度の導入に肯定的な意見

- 指定管理者制度の導入には賛成である。すでに導入した施設は、利用者が増加する、広報が洗練される等、メリットがデメリットを大きく上回っているように見受けられる。非公募で教育振興財団を指定する点も安心できる。（平成25年度第3回）
- 指定管理者制度では、双方合意の上、しっかりした協定を締結することが重要。その点では、非公募であれば十分な協議期間を確保できるためよい。

（平成25年度第3回）

- 生涯学習機能の充実という点、公民館を時代に合わせた市民のための施設としていくという点、その2つの理由から、指定管理者制度を導入して、よりよい管理運営を進めるのがよいのではないか。（平成26年度第1回）

- これまでに市が指定管理者制度を導入した事例では、利用者数の増加、要求水準以上の事業展開等、実績が上がっている施設もあることから、指定管理者制度の導入には基本的に賛成である。特に、教育振興財団は、生涯学習センターにおける豊富な学習事業の実績や学習支援体制を有しており、同財団が生涯学習センターと公民館を一体的に運営することで、「全市的な事業展開」と「地域に根差した取組み」の充実が期待できる。

ただし、導入の成果を上げるためには、社会教育法の理念を尊重するとともに、千葉市としての理念を確立し、モニタリングの充実や指定管理者との連携・協力関係を構築することが必要である。（平成26年度第1回）

- 現在は職員3人体制という事情があり、今の時代に対応していくといつても、非常に厳しい面もある。したがって、なかなか主催事業を積極的に展開していくことは

難しい。

指定管理者として教育振興財団を想定した場合、同財団は財務面・事業面で厳しい審査を受けているため、民間よりも大きなメリットがあると思う。

(平成 26 年度第 1 回)

○市の職員がローテーションで替わっていくなか、地域の特性に特化したような事業も展開しにくい。教育振興財団が管理にあたる場合は、職員が継続的に取り組むことも可能になる。(平成 26 年度第 1 回)

○指定管理者制度導入には、基本的に賛成である。広報機能の充実、利用者の増加、市民ニーズにきめ細かく対応できる自主事業の展開の可能性などのメリットがある。また、職員についても、社会教育主事資格の取得等、資質向上につながる部分もある。あとは、公民館の運営について、これらのメリットが十分に反映されるかどうかが課題である。(平成 27 年度第 3 回)

○公民館の老朽化等を考えると、人件費を削減せざるを得ないと考える。スポーツ施設に指定管理者制度を導入した際は、利用者アンケートでも「よくなった」という意見が多く寄せられた。(平成 28 年度第 1 回)

○指定管理は公募の例が多いが、必ずしも競争させることが目的ではない。価格競争となり失敗した事例もある。公民館のような施設は、教育振興財団のようなきちんとしたところが運営するのが良いと考える。(平成 28 年度第 1 回)

(2) 指定管理者制度の導入に否定的な意見

○公民館は直営で運営すべきである。(平成 25 年度第 3 回)

○コミュニティセンターは既に指定管理者制度を導入しているが、団体から色々な提案をした場合に、その場で答えをもらえないことが多く時間がかかる。公民館の場合もスムーズにいくのか少し気になる。(平成 26 年度第 1 回)

○地方教育行政法第 30 条により、学校と並んで教育機関として位置づけられている公民館・図書館・博物館の管理主体は教育委員会であり、個別法優先の原理から、地方自治法上の指定管理者制度を導入することはできないと考える。

(平成 26 年度第 1 回)

○「指定管理者の選定は公募の方法によることを原則とする」という千葉市の方針のもとでは、今回は非公募であっても 5 年後も非公募とする見通しはないのではないか。(平成 26 年度第 1 回)

○市の基準において、指定管理者制度は公募が原則である。

費用対効果で見れば、生涯学習センターの指定管理より、公民館の方が高い状況であると考えられるが、この状況で「柔軟な職員配置による管理運営費の再配分」が実現できるか疑問。

また、人件費が圧縮されるということは、職員の非正規化が進むということ。その

ような状況で、例えば避難所として災害発生時に適切に対応できるか疑問。
(平成 28 年度第 1 回)

(3) その他

①有料化について

○千葉市の財政状況が厳しいため、施設の有料化はやむを得ないが、利用料金を取る場合は、金額や使途については利用者が納得できるようにして頂きたい。

(平成 24 年度第 2 回)

○生涯学習センターのように、指定管理者制度と利用料金制度を導入してしまうと、身近な施設として超高齢化社会に対応できるのか疑問に思う。(平成 24 年度第 3 回)

○高齢化が進む中で有料化をした場合、高齢者が気軽に使うことができる、仲間とつながることができる施設として、公民館を使うことができなくなってしまうと思う。

(平成 25 年度第 1 回)

○公民館を条例で無料と規定しているのは、全国に誇るべきものである。少子・超高齢化のもとで、子どもから高齢者まで様々な方が「地域の居場所」として公民館を自由に気軽に利用できる環境を醸成するため、無料を堅持すべきと考える。

(平成 26 年度第 1 回)

○指定管理者制度の導入については賛成だが、有料化はすべきでない。

(平成 27 年度第 3 回)

②地域管理について

○地域が公民館の指定管理者として指定を受けることは、非常に難しいと思う。

指定管理者制度の導入と同時に、地域が共同事業体として指定を受けるということはせずに、最初は教育振興財団が一括で指定管理を受けて、それからコラボレーションの可能性を地域ごとに探っていった方がいいのではないか。

(平成 25 年度第 3 回)

○地域管理については、教育振興財団による指定管理をまず導入して運営しながら、公民館業務の中でここは地域ができるなという部分に取り入れていかないと難しいものがあると思う。(平成 26 年度第 1 回)

○地域管理について、施設のハード面の管理まで地域に任せてしまうと、地域にとって負担が大きいと思う。運営面で参画してもらうという点に限定して、始めるという方針に賛成である。(平成 26 年度第 1 回)

③その他

○公民館を支えるボランティアは高齢者が中心であり、公民館の学習活動を継続するには、次世代のボランティアを育成するための講座の充実が必要である。

(平成 25 年度第 2 回)

- 「古くて、お年寄りが多くて、堅苦しくて」という印象を払拭できるような方策を考えて頂きたい。開館時間の延長や設備の老朽化による使い勝手の悪さの改善も含め、若い人からお年寄りまで使いやすい施設にしてほしい。(平成 26 年度第 1 回)
- 「社会教育」をもっと強調すべきである。公民館に社会教育主事若しくは教育に関する資格を持つ人をどんどん配置することが抜本的な改革につながると思う。

(平成 26 年度第 1 回)

- 設備の経年劣化、職員の感じの悪さにより、公民館は使いにくい施設になっている。指定管理者制度に賛成とも反対ともいえないが、市民に使いやすい施設になってほしい。(平成 26 年度第 1 回)

3 意見のまとめ

本会議では、概ねの委員が、これまでの指定管理制度の導入実績や公益財団法人である教育振興財団が管理することによる継続性・専門性向上の観点等から、指定管理者制度の導入に肯定的でありました。

しかし、一部の委員から、経費の再配分の実現性や災害時の対応などの観点から、社会教育施設として直営で管理すべきであるという意見がありました。

また、指定管理者制度の導入に関連し、有料化については反対であるという意見が大勢を占めるとともに、地域管理については現時点で施設の管理までを地域に任せるのは難しく、まずは講座企画等の運営面などから参加してもらうべきといった意見が出されました。

市においては、これらの状況を踏まえながら、指定管理者制度を含めた公民館のあり方について検討を進め、市民サービスの向上に向けて必要な施策を実施すべきであると考えます。

以上、公民館の更なる発展を願い、当会議における意見のまとめといたします。